

神戸市とオーエス株式会社との
多井畑西地区における里山の保全・活用に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とオーエス株式会社（以下「乙」という。）とは相互に連携・協力し、多井畑西地区（以下「当地区」という。）における里山の保全・活用に関して、継続的な取り組みを進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙並びに別紙「コンソーシアムの目的及び連携企業一覧」に記載している企業（以下「連携企業」という。）は、前文の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事業」という。）について連携し、協力する。

（1）放置竹林対策に関すること

乙並びに連携企業は、甲の所有地において竹林の伐採活動を行う。

（2）交流広場の整備に関すること

乙並びに連携企業は、甲の所有地（神戸市須磨区多井畑字北上穂 2-1 及び 2-2）となる交流広場で計画している菜園において、有機農業栽培並びに農業栽培用機械の実証実験を行う。

また、乙並びに連携企業は、農業栽培用機械を使用して、甲の指示により交流広場整備の補助を行う。

（3）魅力発信に関すること

乙並びに連携企業は、前2号の取り組みと関連した市民向けのイベントを企画立案及び主催して、当地区の魅力発信を行う。

2 甲及び乙並びに連携企業は、前項に掲げる事項に関する取り組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（連携企業の加入又は脱退）

第2条 乙は、連携企業の加入あるいは脱退が発生した時点で、別紙「コンソーシアムの目的及び連携企業一覧」を更新するとともに、速やかに甲に対して書面で通知する。

2 前項の書面の通知をもって、本協定の変更とする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 3月 9日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 大阪市北区小松原町3番3号
オーエス株式会社
取締役社長 高橋 秀一郎

(別紙) コンソーシアムの目的及び連携企業一覧

1 コンソーシアムの目的

各企業の事業活動の発展には、地域の関係人口を増やす、住みよい街にすることが重要と考えているため、各企業が有する知見・強みを活かし、連携・協力しながら、地域課題の解決に取り組む。

2 連携企業一覧

企業名	所在地	備考
オーエス株式会社	大阪市北区小松原町3番3号	発起人
株式会社クリーク・アンド・リバー社	東京都港区新橋4丁目1番1号	企画立案・取組支援
タベモノガタリ株式会社	神戸市東灘区岡本5丁目2番5号	農業指導